

就労（予定）証明書に関するよくあるご質問

Q 1 A	<p>本社が県外にある会社の熊本支社で働いていますが、本社の証明が必要ですか？</p> <p>支社において所定の内容の証明が可能であれば、支社名で証明書を記入いただいて問題ございません。</p>
Q 2 A	<p>会社の採用日は平成30年4月1日ですが、現在の支社に配属された日は令和2年4月1日になります。</p> <p>現在所属する支社が証明書を記入する場合、採用年月日はどちらを記入すればよいでしょうか？</p> <p>当初採用日の「平成30年4月1日」をご記入ください。</p>
Q 3 A	<p>自営業の「中心者」と「補助者」は、どのような違いがありますか？</p> <p>「中心者」とは、自営業の業務を中心となって担う方をいいます。なお、保護者が2名おり、その2名とも同じ自営業に従事している場合は、そのうち1名が「補助者」となります。</p>
Q 4 A	<p>自営業、農業、内職の場合、就労証明書以外に提出するものはありますか？</p> <p>就労証明書のほかに、自営の状況が確認できる書類として下記①または②のいずれかをご提出ください。</p> <p>① 最新年度分の確定申告書（第一表・第二表）の写し</p> <p>② 最新年度分の市民税申告書の写し</p> <p>③ 営業許可書または開業届の写しと請求書・領収書等（第三者が発行したものに限り）</p> <p>※③は、開業して申告時期を迎えていない場合に限りです。</p> <p>また、祖父母が営む自営業に従事している場合は、祖父母の自営の状況が確認できる書類の提出が必要です。（ただし、法人格がある場合を除く。）</p>
Q 5 A	<p>就労時間や就労日数が不規則の場合、どのように記入するとよいですか？</p> <p>代表的な（最も多いパターンの）就労時間および就労日数をご記入ください。</p>
Q 6 A	<p>給与の月給は、どの金額を記入するのか？</p> <p>給与の本俸をご記入ください。</p>
Q 7 A	<p>稼働日数、総支給額はどのように記入するとよいのか？</p> <p>稼働日数は、有給休暇の日も含めた稼働日数を記入してください。</p> <p>（ただし、産前産後の休業期間、育児休業の期間は含めないでください。Q8参照）</p> <p>総支給額は、税金などを差し引かれる前の総支給額（手当等含む）をご記入ください。</p>
Q 8 A	<p>育児休業取得中の者で最近3ヶ月の就労実績がない場合、就労状況はどのように記入するとよいのか？</p> <p>稼働日数は「0」と記入し、手当等の支給がある場合には、総支給額に実際の支給額をご記入ください。また、育児休業の期間（育児・介護休業法に定めるもの）を必ずご記入ください。</p>
Q 9 A	<p>育児休業期間が未定（復職日未定）の場合は、どのように記入するとよいのか？</p> <p>保育所等への入所申込みには、育児休業からの復職日の確認が必要です。復職日が未定の状態で、入所申請を受付ける事はできません。事業所と復職日について、協議・決定のうえ育児休業終了日の記載された就労証明書をご提出ください。</p>
Q 10 A	<p>育児短時間勤務制度を利用の場合、就労時間はどのように記入するとよいのか？</p> <p>育児短時間勤務制度の利用が決定している場合は、利用時の勤務時間をご記入ください。</p>